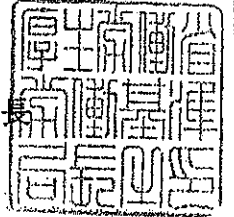


基発 0330 第 9 号
平成 27 年 3 月 30 日

一般社団法人全国建設業協会長 殿

厚生労働省労働基準局長



除染等業務における年少者の就労禁止措置の徹底について

厚生労働行政の推進につきまして、日頃より御理解と御協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、満 18 歳未満の年少者については、心身ともに成長期にあることから、労働基準法第 62 条により一定の危険有害な業務に就かせることを禁止しているところです。

しかしながら、昨今、就業が禁止されている「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」第 2 条第 7 項に規定する除染等業務（以下「除染等業務」という。）に年少者を従事させていたとして、警察機関が労働基準法違反の疑いで関係者を逮捕する等の問題事案が発生しているところです。

厚生労働省としては、このような事案を再度発生させないためにも、関係法令の内容を十分御理解いただくことが極めて重要であると考えているところです。

つきましては、こうした趣旨を御理解いただき、貴団体会員に対し、下記の点について周知していただくようお願いいたします。

記

- 1 除染等業務については、満 18 歳未満の年少者を就かせてはならないこと。

(参考 1) 労働基準法 (抜粋)

(参考 2) リーフレット「18 歳未満の年少者は、除染作業の現場などで働くことが禁止されています」